

第33号議案

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年3月1日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

提案理由

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、防疫手当の支給の特例に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年芦屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫手当の特例）</p> <p>5 <u>当分の間、職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下この項及び次項において同じ。）の患者を受け入れる病院又は宿泊施設その他これらに準ずる場所として市長が指定する場所において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって市長が指定するものに従事したときは、防疫手当を支給する。この場合において、別表に掲げる防疫手当の規定は適用しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫手当の特例）</p> <p>5 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症（同令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項及び次項において同じ。）の患者を受け入れる病院又は宿泊施設その他これらに準ずる場所として市長が指定する場所において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって市長が指定するものに従事したときは、防疫手当を支給する。この場合において、別表に掲げる防疫手当の規定は適用しない。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照 1

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、防疫手当の支給の特例に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が廃止されたことにより、防疫手当の支給の特例に係る規定において、同政令の規定を引用していた新型コロナウイルス感染症の定義等を次のとおり改める。

	改正案	現 行
防疫手当の特例に係る対象期間	当分の間	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第2条に規定する期間
新型コロナウイルス感染症の定義	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症

3 施行期日

公布の日

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令抜粋

(令和3年2月13日廃止)

(新型コロナウイルス感染症の指定)

第1条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条及び第3条（同条の表を除く。）において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第6条第8項の指定感染症として定める。

(法第7条の政令で定める期間)

第2条 法第7条第1項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、この政令の施行の日以後同日から起算して1年を経過する日までの期間とする。

2 法第7条第2項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、前項に規定する期間が経過した日以後同日から起算して1年を経過する日までの期間とする。